

「IP アドレス割り当て等に関する規則」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>第3条（IP アドレス割り当ての意味）</p> <p>この規則において、IP アドレスの割り当てとは、当センターが管理を委ねられた IP アドレスについて、インターネットのエンドユーザに対して一意性を確保するために、付帯的な技術的処理を行い、エンドユーザがインターネットのアドレスを使用することをいう。ただし、この一意性の保証は IP アドレス管理 指定事業者に対する割り振り IP アドレスを介して保証する（以下この使用などを「IP アドレス・リース」という）。</p>	<p>第3条（IP アドレス割り当ての意味）</p> <p>この規則において、IP アドレスの割り当てとは、当センターが管理を委ねられた IP アドレスについて、インターネットのエンドユーザに対して一意性を確保するために、付帯的な技術的処理を行い、エンドユーザがインターネットのアドレスを使用することをいう。ただし、この一意性の保証は IP 指定事業者 <u>（第6条第1項で定義する）</u> に対する割り振り IP アドレスを介して保証する（以下この使用などを「IP アドレス・リース」という）。</p>
<p>第4条（IP アドレス・リースの期間・更新）</p> <p>（中略）</p> <p>3. 前項の場合、割り当てを行った IP アドレス管理 指定事業者は、当該のエンドユーザに対して IP アドレスの使用を停止させるために必要な措置をとる。</p>	<p>第4条（IP アドレス・リースの期間・更新）</p> <p>（中略）</p> <p>3. 前項の場合、割り当てを行った IP 指定事業者は、当該のエンドユーザに対して IP アドレスの使用を停止させるために必要な措置をとる。</p>
<p>第7条（IP 指定事業者の資格）</p> <p>IP 指定事業者は、IP アドレス割り当ての技術的要件を理解してこれを遵守し、独立の事業者としてその技術的処理および事務的処理を遂行する能力を有する者とする。</p>	<p>第7条（IP 指定事業者の資格）</p> <p>IP 指定事業者は、IP アドレス割り当ての技術的要件を理解してこれを遵守し、独立の事業者としてその技術的処理および事務的処理を遂行する能力を有する者とする。</p>

<p>2. IP 指定事業者となろうとする者は、当センター <u>所定の</u> 契約料を支払うものとする。この契約料は、認定の費用に充当し、事由のいかんを問わず返還しない。(後略)</p>	<p>2. IP 指定事業者となろうとする者は、当センター <u>が定める「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」</u> で定めるところにより、契約料を支払うものとする。この契約料は、認定の費用に充当し、事由のいかんを問わず返還しない。(後略)</p>
<p><u>第 28 条 (IP アドレス割り振り手数料)</u></p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>2. (削除)</u></p> <p><u>3. (削除)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 <u>29</u> 条 (IP アドレス維持料)</p> <p>IP 指定事業者は、当センターに対し、<u>別紙「手数料・維持料の額および支払い方法」</u> で定めるところにより、第 12 条によって割り振りを受けた IP アドレス数に応じた IP アドレス維持料を支払う。この IP アドレス数には、IP 指定事業者が割り当てを行っていない IP アドレス数も算入する。(後略)</p>	<p>第 <u>28</u> 条 (IP アドレス維持料)</p> <p>IP 指定事業者は、当センターに対し、<u>「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」</u> で定めるところにより、第 12 条によって割り振りを受けた IP アドレス数に応じた IP アドレス維持料を支払う。この IP アドレス数には、IP 指定事業者が割り当てを行っていない IP アドレス数も算入する。(後略)</p>
<p>第 <u>30</u> 条 (IP アドレス移転手数料)</p> <p>IP 指定事業者は、2013 年 6 月 3 日以降に当センターが移転を承諾し、IP 指定事業者が当センター管理下の IP 指定事業者・PI アドレス被割り当て者以外の組織または個人（以下「他レジストリ契約組織」という）から IP アドレスの移転を受けることとなった場合には、当センターに対し、<u>別紙「手数料・維持料の額および支払い方法」</u> で定めるところにより、IP アドレス移転手数料を支払う。</p>	<p>第 <u>29</u> 条 (IP <u>v4</u> アドレス移転手数料)</p> <p>IP 指定事業者は、2013 年 6 月 3 日以降に当センターが移転を承諾し、IP 指定事業者が当センター管理下の IP 指定事業者・PI アドレス被割り当て者以外の組織または個人（以下「他レジストリ契約組織」という）から IP <u>v4</u> アドレスの移転を受けることとなった場合には、当センターに対し、<u>「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」</u> で定めるところにより、IP <u>v4</u> アドレス移転手数料を支払う。</p>

<p>2. 前項にかかわらず、IP 指定事業者、PI アドレス被割り当て者、AS 番号被割り当て者のいずれでもない者が、IP 指定事業者契約を締結して、IP アドレスの移転を受けようとする場合に限り、IP アドレス移転手数料は、第 7 条第 2 項の契約料に含まれるため、IP アドレス移転手数料の支払いは不要とする。</p>	<p>2. 前項にかかわらず、IP 指定事業者、PI アドレス被割り当て者、AS 番号被割り当て者のいずれでもない者が、IP 指定事業者契約を締結して、IP <u>v4</u> アドレスの移転を受けようとする場合に限り、IP <u>v4</u> アドレス移転手数料は、第 7 条第 2 項の契約料に含まれるため、IP <u>v4</u> アドレス移転手数料の支払いは不要とする。</p>
<p>第 <u>31</u> 条（IP 割り当て管理業務に関する費用の負担）</p> <p>第 <u>32</u> 条（守秘義務）</p> <p>第 <u>33</u> 条（通知）</p> <p>第 <u>34</u> 条（合意管轄）</p> <p>第 <u>35</u> 条（当センターの責任）</p> <p>第 <u>36</u> 条（理事会の権限）</p> <p>第 <u>37</u> 条（規則の変更）</p>	<p>※条番号の繰り上げ</p> <p>第 <u>30</u> 条（IP 割り当て管理業務に関する費用の負担）</p> <p>第 <u>31</u> 条（守秘義務）</p> <p>第 <u>32</u> 条（通知）</p> <p>第 <u>33</u> 条（合意管轄）</p> <p>第 <u>34</u> 条（当センターの責任）</p> <p>第 <u>35</u> 条（理事会の権限）</p> <p>第 <u>36</u> 条（規則の変更）</p>

(付則)

1. この規則は、2001年4月1日から実施する。
2. 2001年3月31日時点で現に当センターからIPアドレスの割り当てに関する業務委任を受けている者は、2001年8月末日までの間、この規則に定めるIP指定事業者契約締結の有無にかかわらず、この規則に定めるところにより、IP指定事業者が行う業務を行うことができる。
3. 前項に定める者は、この規則に定めるIP指定事業者の認定手続を経たものとみなす。
- ~~4. 第7条第2項の契約料は275,000円(うち消費税25,000円)とする。~~
- ~~5. 第7条第2項の定めにかかわらず、付則第2号によりIP指定事業者の認定手続を経たとみなされる者および2001年3月31日時点で当センター会員である者の契約料の支払いは免除する。ただしこの免除措置は、2002年3月31日をもって終了する。~~
6. この規則は、料金体系の変更により、2004年6月18日に改正され、その規則は、2004年8月18日から実施する。
7. この規則は、下記の実施に伴い、2005年1月21日に改正され、その規則は、2005年4月1日より実施する。
 - (1) IPアドレス維持料の支払方法の変更
 - (2) 「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等」に関する規則の制定
 - (3) IPv6アドレスサービスの変更
- ~~8. この規則はIPv6割り振り手数料の一部割り引き適用に伴い、2005年11月24日に改正され、その規則は、2006年1月24日より実施する。ただし、手数料の割り引きは、定義された条件を満たし、2005年8月11日以降に申請を行ったIPv6アドレス割り振り申請を適用の対象とする。~~
9. この規則は、IPアドレス維持料の一部見直しに伴い、2008年1月

(付則)

1. この規則は、2001年4月1日から実施する。
2. 2001年3月31日時点で現に当センターからIPアドレスの割り当てに関する業務委任を受けている者は、2001年8月末日までの間、この規則に定めるIP指定事業者契約締結の有無にかかわらず、この規則に定めるところにより、IP指定事業者が行う業務を行うことができる。
3. 前項に定める者は、この規則に定めるIP指定事業者の認定手続を経たものとみなす。
- ~~4. この規則は、料金体系の変更により、2004年6月18日に改正され、その規則は、2004年8月18日から実施する。~~
- ~~5. この規則は、下記の実施に伴い、2005年1月21日に改正され、その規則は、2005年4月1日より実施する。
 - (1) IPアドレス維持料の支払方法の変更
 - (2) 「JPNICのIPアドレス割り当て管理業務における情報の取り扱い等」に関する規則の制定
 - (3) IPv6アドレスサービスの変更~~
6. この規則は、IPアドレス維持料の一部見直しに伴い、2008年1月

8日に改正され、その規則は、2008年3月8日より実施する。

10. この規則は、IPv6 アドレス維持料金額変更に伴い、2008年3月21日に改正され、その規則は、2008年5月21日より実施する。
11. この規則は、IPv4 アドレスにおける最小割り振りサイズの変更に伴い、2008年7月15日に改正され、その規則は、2008年9月15日より実施する。
12. この規則は、IP アドレス等料金改定に伴い、2011年8月31日に改正され、その規則は2011年11月1日より実施する。
- ~~13. (削除)~~
- ~~14. 第7条第2項の定めにかかわらず、当センターから既にIPアドレスの割り振り、割り当て、またはAS番号の割り当てを受けている者は、契約料の支払いを免除する。~~
- ~~15. IP アドレス維持料の額について、当センターの正会員であるIP指定事業者には、算出したIPアドレス維持料から100,000円を減じた金額を請求する。ただし、減額前のIPアドレス維持料の額が100,000円に満たない場合は請求をしないこととする。~~
- ~~16. 第29条第3項の定めにかかわらず、2013年度まではIP指定事業者として割り振りを受けたIPアドレス、割り当てを受けたPIアドレスを合計せず、別々にIPアドレス維持料を算出して支払うことができるものとする。この場合の前号の減額は、IPアドレス維持料の合算額から行うものとする。~~
17. この規則は、IP アドレス等料金体系一部改定に伴い、2012年12月10日に改正され、2013年2月12日より実施する。
18. この規則は、IP アドレス移転手数料の導入に伴い、2013年4月1日に改正され、2013年6月3日より実施する。
19. この規則は、消費税改定に伴い、2014年1月31日に改正され、2014年4月1日より実施する。
20. この規則は、消費税改定に伴い、2019年8月1日に改正され、2019年10月1日より実施する。

8日に改正され、その規則は、2008年3月8日より実施する。

7. この規則は、IPv6 アドレス維持料金額変更に伴い、2008年3月21日に改正され、その規則は、2008年5月21日より実施する。
8. この規則は、IPv4 アドレスにおける最小割り振りサイズの変更に伴い、2008年7月15日に改正され、その規則は、2008年9月15日より実施する。
9. この規則は、IP アドレス等料金改定に伴い、2011年8月31日に改正され、その規則は2011年11月1日より実施する。

10. この規則は、IP アドレス等料金体系一部改定に伴い、2012年12月10日に改正され、2013年2月12日より実施する。
11. この規則は、IPv4 アドレス移転手数料の導入に伴い、2013年4月1日に改正され、2013年6月3日より実施する。
12. この規則は、消費税改定に伴い、2014年1月31日に改正され、2014年4月1日より実施する。
13. この規則は、消費税改定に伴い、2019年8月1日に改正され、2019年10月1日より実施する。

	<p><u>14. この規則は、「IP アドレス・AS 番号管理に関する料金について」の新設に伴い、2023 年 1 月 27 日に改正され、2023 年 3 月 31 日より実施する。</u></p>
<p><u>別紙</u></p> <p><u>手数料・維持料の額および支払い方法</u></p> <p><u>1. (削除)</u></p> <p><u>2. (削除)</u></p> <p><u>3. (削除)</u></p> <p><u>4. (削除)</u></p> <p><u>5. IP アドレス維持料</u></p> <p><u>IP アドレス維持料は、毎年 4 月 1 日 0:00 の割り振りアドレス数に基づき、以下の計算式によって算出する。</u></p> <p><u>・IPv4 アドレスに基づく算出</u></p> <p><u>$(65000 \times 1.3^{(\log_2[\text{IPv4 アドレスの総数}] - 9)}) + \text{消費税および地方消費税相当額 (単位: 円)}$</u></p> <p><u>・IPv6 アドレスに基づく算出</u></p> <p><u>$(65000 \times 1.3^{(\log_2[\text{IPv6 アドレスの} / 56 \text{ の個数}] - 23)}) + \text{消費税および地方消費税相当額 (単位: 円)}$</u></p> <p><u>注 4) 振込手数料は IP 指定事業者の負担とする。</u></p> <p><u>注 5) 割り振りを受けていない場合の IP アドレス維持料は 55,000 円 (うち消費税 5,000 円) とする。</u></p> <p><u>注 6) IP アドレス維持料は事由のいかんを問わず返還しない。</u></p> <p><u>6. IP アドレス維持料の支払い方法</u></p> <p><u>IP アドレス維持料は、4 月 1 日 0:00 をもって計算された IP アド</u></p>	<p>(削除)</p>

レス数の総量に基づいた IP アドレス維持料をその月に当センターより請求し、その翌月末日限り、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。

7. IP アドレス移転手数料

課金種別	費用
移転手数料	他レジストリ契約組織から IP アドレス移転を受ける時、1 件につき 88,000 円(うち消費税 8,000 円)

8. IP アドレス移転手数料の支払い方法

IP アドレス移転手数料は、IP アドレス移転申請提出後に当センターより請求し、実際に IP アドレスの移転を受ける前に、当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。当該 IP アドレス移転手数料の支払いがない場合、当センターは当該 IP アドレス移転申請にかかる IP アドレス移転を承認しない。

9. 遅延利息

IP 指定事業者は、IP アドレス維持料について支払期日を過ぎても支払いがない場合、未払い IP アドレス維持料に対する支払期日の翌日から支払いの日の前日まで、年 14.5 パーセントの割合で計算される金額を遅延利息として、別途当センターの指定する銀行口座に送金して支払うものとする。